

令和6年度 今帰仁中学校 校則

校則の意義

児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものです。「校則」は、各学校が教育基本法に沿って教育目標を実現していく過程において、生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえた上で、社会通念上合理的と認められる範囲において、**最終的には校長により制定されるもの**とされています。

また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は教育的意義を有するものと考えられます。

(文部科学省「生徒指導提要(令和4年12月)」より抜粋)

「制服」の役割・意義

「制服」は元来、「どのような人でも、貧富の差に関係なく、同じ場所で同じものを、統一された身なりで学ぶことができる」という「**教育の機会均等**」を象徴する服装であり、学校という空間で学ぶ一体感(雰囲気)やそれぞれの学校の愛校心などを醸成する役割を果たしていました。

また、スポーツ(部活動等)においても多くの競技で、統一された「ユニフォーム」や「靴下」などを着用します。さらに社会に出ても、警察官・消防士・看護師・銀行員など様々な職業で、その職業に合わせた制服がありますし、制服がない職業に就く場合でも「冠婚葬祭」など、場に応じた着こなしが求められる場合が多くあります。

中学校に「制服」があることで、**仲間意識(連帯感)**や**一体感**を生み、**同じ目的に向かう集団(チーム)**としての**機能性**や**集中力を高める**だけでなく、**場に応じた着こなし**を学ぶこともできると考えます。

そして中学生が学校で過ごす大きな目的は「学ぶこと」です。学校生活は、社会に出て働くため、より豊かな生活を営んでいくために必要な資質・能力を育む大切な時期です。そのような時期に、より効率的に多くの学びを得るためには、学校全体で「**学びに向かう姿勢(雰囲気)**」が必要不可欠です。

今帰仁中学校に所属する一人一人が、華美な服装(個別の価値観による私服等)ではなく、統一された制服を着用し、正しく着こなすことや、身だしなみを整えることで、**学校全体で学びに向かう姿勢が醸成され、よりよい校風をつくり、延いては一人一人が大きく成長することにつながる**はずです。

このような制服の役割や意義を理解し、今帰仁中学校の生徒として、先輩方から受け継がれてきた「**伝統ある制服**」に誇りを持ち、「**正しい着こなし**」を意識してほしいと思います。

(参考資料 株式会社チクマ「服育」)

服装に関する規定

1. 制服

- ①制服は、「ズボン」もしくは、「スカート」を選択できる。
- ②ズボンには「ネクタイ」を着用する。
- ③スカートには「リボン」を着用する。

2. 夏服（4月1日～※原則として10月末まで）

（1）夏服の着用について

- ①今帰仁中学校制定の夏の制服（指定ポロシャツ）を着用する。
- ②下からは肌着を着用する。
- ③左胸部には名前を刺繍する。
- ④ネクタイ・リボンは日常着用することが望ましい。但し儀式や全体朝会、学年朝会および学校代表を務めるときは必ず着用すること。
- ⑤上着(指定ポロシャツ)はズボン・スカートの中に入れる。
※スカート丈はひざを覆う長さとする。



3. 冬服（※原則として11月1日～）

（1）冬服の着用について

- ①今帰仁中学校制定の冬の制服(ブレザー)を着用する。
- ②他は「夏服の着用」に同じ。

（2）ブレザー着用について

- ①登下校中はブレザーを着用する。（ボタンはしめる。）
- ③儀式や全体朝会・学年朝会では着用する。

（3）防寒着の着用について

- ①冬服着用期間中は、ベストの着用を認める。
- ②ベストの色は、黒・紺・白の3色とする。
- ③ベストはVネック・丸えりとし、上着の襟を出す。
- ④ワンポイントや襟元のラインは認めるが、チェックや柄物は認めない。
- ⑤防寒着として学校指定ジャージ（上）の着用も認めるが、ブレザーの下から着用すること。

※冬服の期間は、ズボン、スカートともに「タイツ等（黒限定）」を許可する



4. 肌着について

- (1) 制服の下からは、肌着を着用する。
- (2) シャツの下からは、はみ出ないようにする。

5. 靴について

- (1) 体育の授業や運動に適したひも付きスポーツシューズであること。
(スニーカー・ハイカット・ミドルカットのシューズは認めない。)
※スニーカーか否かについては、判断が難しい場合もあるが、靴底の形状が扁平(ひらたいこと)のもの、運動に適さないため、スニーカーとして扱うものとする。
- (2) 体育館使用の場合は「学校指定の体育館シューズ」を履くこと。

6. くつ下

- (1) くつ下の長さは、くるぶし上からひざ下までとする。
- (2) 色は白、黒、紺、灰色の単色のみとする。
*単色とは1色を意味する。また、柄や模様が入っているものではない。
- (3) ポイントは、ツーポイントまでとするなお、ポイントの色は限定しない。
- (4) 儀式的行事では、白のくつ下を着用する。

7. ベルト（スポン着用の場合）

- (1) ベルトは必ずしめる。
- (2) 色は黒または茶色とする。

8. 体育着

- (1) 体育用のシャツ・パンツは学校指定のものを着用する。
(シャツは左胸部に、パンツは左上部に名前を刺繍する)
- (2) ジャージは学校指定のものを着用する。
(上記同様に名前の刺繍をすること。)

9. 通学用カバン（以下の3つのタイプから選択する）

- (1) リュック型カバン
- (2) スポーツバック
- (3) ショルダーバック

※いずれのタイプでも構わないが、チャック付きなど教科書等が中から落ちないものとする。



容儀に関する規定

1. 頭髪

- (1) 頭髪は、学習活動やスポーツ活動に差し障りのないようにする。
- (2) 頭髪は、眉を覆わず、清潔感のある髪型とすること。
- (3) 後ろ髪は、肩をこえたら、ゴムやトメで束ねること。
- (4) 男女ともサイドとトップの長さが「極端」に違う場合や、アシンメトリー（左右非対称）などの変型（奇抜な髪型）は認めない。

2. 眉

- (1) 眉の変形は認めない。
※ただし「眉間」を整えることはその限りではない。

3. その他

- (1) パーマ(縮毛矯正は含まない)、染色、脱色はしない。
- (2) ピアス・ブレスレット・その他の装飾品は使用しない。
- (3) 整髪料・香水・マニキュアなどの化粧品にあたるものは使用しない。
- (4) くしは、柄の先がとがっていないものとする。(安全面を考慮)
- (5) 夜間外出・外泊は原則禁止とする。
- (6) 学校には、学習用具以外は持ち込まない。

※学習用具以外を持ち込んだ場合は、一旦預かり、原則として保護者に返却する。

4. 「個別の配慮」について

以上のように「校則」について書き記したが、教育的意義に照らした上で、その校則により不要に行動が制限されたり、マイナスの影響を受けたりしていると認められる場合は、「教育的配慮」をするなど柔軟に対応していきたい。

手順

- ①生徒または保護者から相談を受けた教員が、その旨を生徒指導主任に伝え、「**配慮願い許可申請書**」を受け取り、当該生徒または保護者に渡すこと。



- ②当該生徒保護者において、必要事項を記入したものを受け取り、学年職員で検討した上で「生徒指導委員会」に提出すること。



- ③最終的に「生徒指導委員会（学校長出席）」で検討し判断した上で「許可・不許可」を決定する。